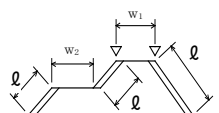
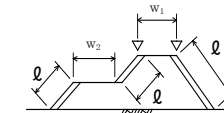
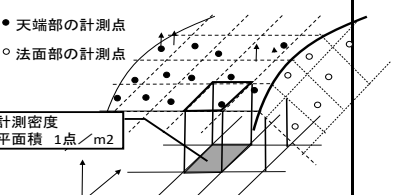
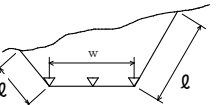
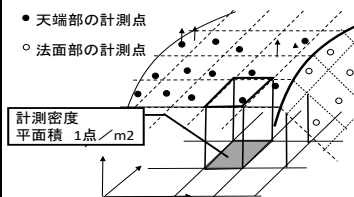
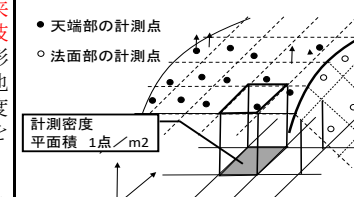


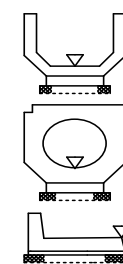
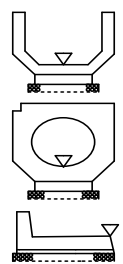
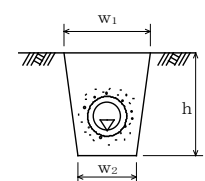
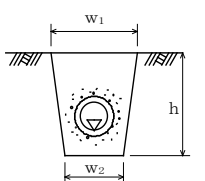
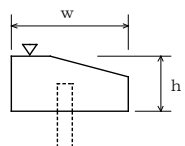
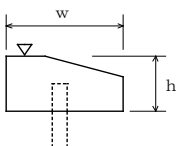
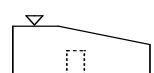
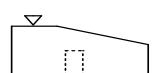
現行（令和2年版）	改定案（令和3年版）	改定理由
土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案) 〔R2.3〕、第1編1-1-23施工管理に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。 1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。 2. 適用 この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。 3. 構成 施工管理 (工事写真を含む) 工程管理 出来形管理 品質管理 4. 管理の実施 (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案) 〔R3.3〕、第1編1-1-24施工管理に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。 1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。 2. 適用 この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。 3. 構成 施工管理 (工事写真を含む) 工程管理 出来形管理 品質管理 4. 管理の実施 (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	年度修正、節誤植

現行（令和２年版）	改定案（令和３年版）	改定理由
５． 管理項目及び方法 （１） 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。 （２） 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。 （３） 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。 ６． 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。	５． 管理項目及び方法 （１） 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。 （２） 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。 （３） 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。 ６． 規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。	

現行（令和２年版）	改定案（令和３年版）	改定理由
7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。 (3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。 (4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。 (3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。 (4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

現行（令和２年版）													改定案（令和３年版）															
単位：mm													単位：mm													改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	1 共 通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。				
							法長ℓ	ℓ<5m											－100	ℓ≧5m					法長－2%			
								幅 W ₁ ，W ₂											－100									
						2				盛土工（面管理の場合）								平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 ●天端部の計測点 ○法面部の計測点 計測密度 平面積 1点／㎡	1-2-3-3	天端		標準較差	-50	-150	天端
			法面	標準較差	-50	-170	法面	標準較差	-50	-170																		
			法面 4割≧勾配	標準較差	-60	-170	法面 4割≧勾配 （小段含む）	標準較差	-60	-170																		
			※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの																									

現行（令和2年版）											改定案（令和3年版）											改定理由						
単位：mm											単位：mm											摘要						
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。				
				法長ℓ			ℓ<5m ℓ≥5m	-200 法長-4%				法長ℓ				ℓ<5m ℓ≥5m			-200 法長-4%	幅					w	-100		
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値		1-2-4-2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値		1-2-4-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。								
					平場	標高較差	±50	±150	法面 （小段含む）			水平または 標高較差	±70	±160	法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70				±330							

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						延 長 L	－200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「 T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案） 」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。									1ヶ所／1施工箇所 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合） 」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「 T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						幅 w ₁ , w ₂	－50										幅 w ₁ , w ₂	－50				
						深 さ h	－30										深 さ h	－30				
						延 長 L	－200	1施工箇所毎 ただし、「 T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案） 」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。									延 長 L	－200	1施工箇所毎 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合） 」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						幅 w	－30										幅 w	－30				
						高 さ h	－30										高 さ h	－30				
						延 長 L	－200										延 長 L	－200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						延 長 L	－200										延 長 L	－200				

現行（令和2年版）														改定案（令和3年版）														改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
単位：mm														単位：mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15									厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）														改定理由				
										単位：mm																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	6	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定 処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	6	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定 処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）舗装工編 多点計測 技術（面管理の場合）」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領（案） の策定による改 定。
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	8	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安 定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	8	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安 定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）舗装工編 多点計測 技術（面管理の場合）」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領（案） の策定による改 定。

現行（令和２年版）											改定案（令和３年版）											改定理由														
単位：mm											単位：mm																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均													
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上		小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）舗装工編 多点計測 技術（面管理の場合）」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領（案） の策定による改 定。								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）舗装工編 多点計測 技術（面管理の場合）」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領（案） の策定による改 定。								
						平 坦 性	—		3m ² 平方メートル以下 (α)2.4mm以下 直読式(足付き) (α)1.75mm以下													3m ² 平方メートル以下 (α)2.4mm以下 直読式(足付き) (α)1.75mm以下														
											維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。																									

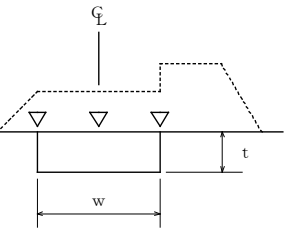
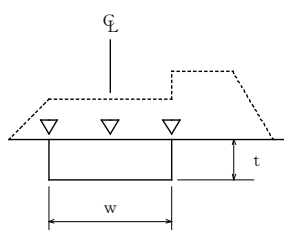
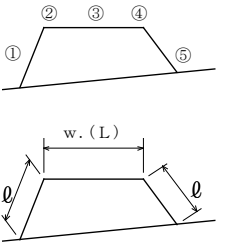
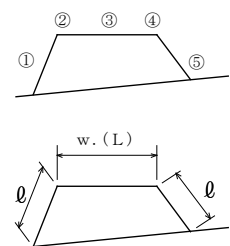
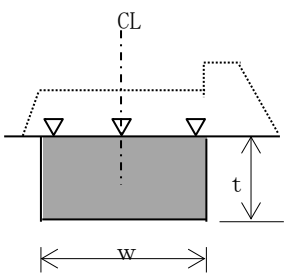
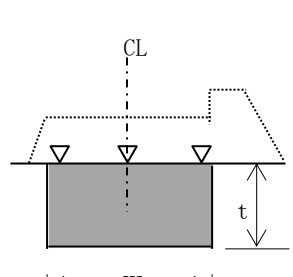
現行（令和2年版）												改定案（令和3年版）												改定理由				
単位：mm												単位：mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上					小規模 以下
3	2	6	11	2	グーアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「TS （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11	3	2	6	11	2	グーアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）舗装工編 多点計測 技術（面管理の場合）」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領（案） の策定による改 定。
3	2	6	11	4	グーアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「TS （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11	3	2	6	11	4	グーアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）舗装工編 多点計測 技術（面管理の場合）」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領（案） の策定による改 定。

現行（令和2年版）														改定案（令和3年版）														改定理由
単位：mm														単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10） *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10） *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編・多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	
					平 坦 性	—		3㎡プロファイル（σ）2.4mm以下直読式（足付き）（σ）1.75mm以下		—									3㎡プロファイル（σ）2.4mm以下直読式（足付き）（σ）1.75mm以下									
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編・多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15	±90									±90	+40 －15	+50 －15							

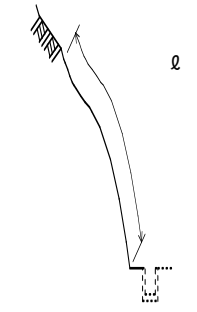
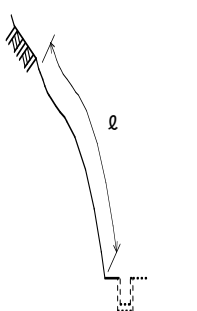
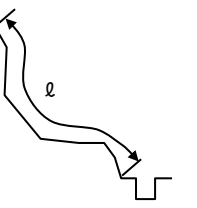
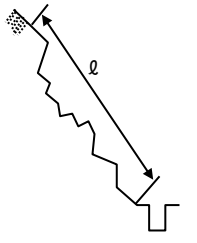
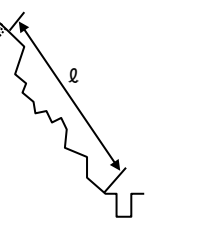
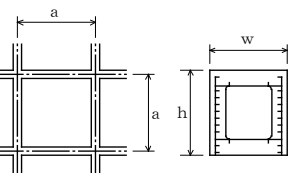
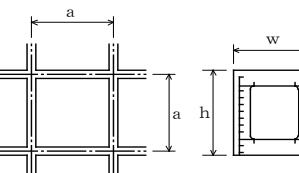
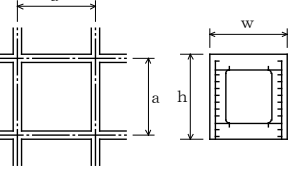
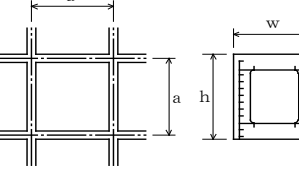
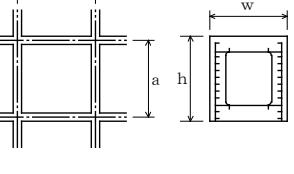
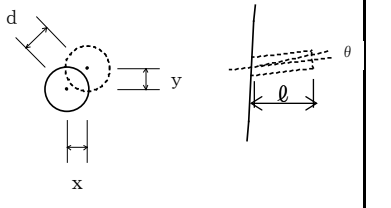
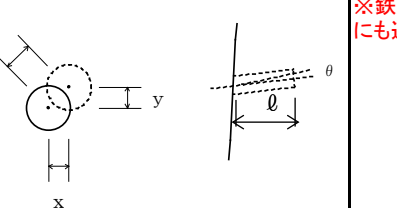
現行（令和２年版）														改定案（令和３年版）																	
単位：mm														単位：mm																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10) *面管理の場合 は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10) *面管理の場合 は測定値の平均								
																													中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12						3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12						3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

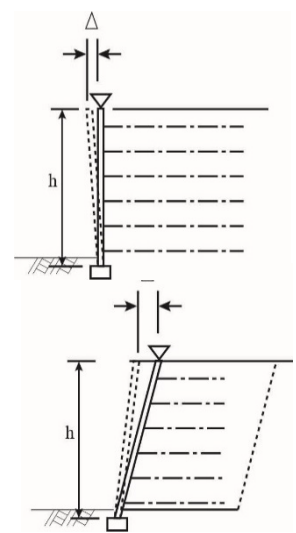
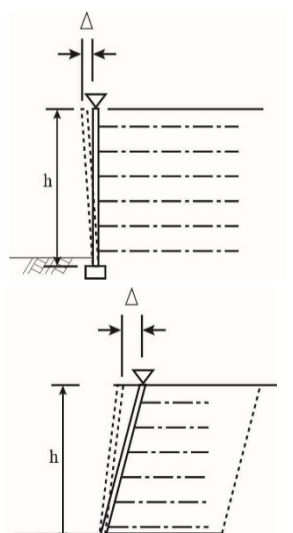
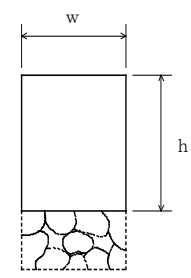
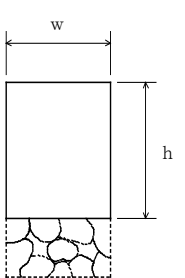
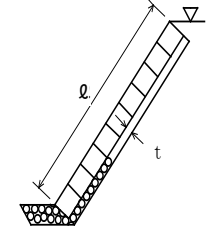
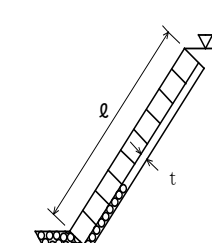
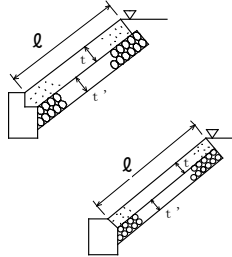
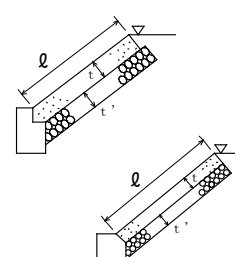
現行（令和2年版）															改定案（令和3年版）															
単位：mm															単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由		
							個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X10） *面管理の場合 は測定値の平均												個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X10） *面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工 事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3 土木工 事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15										±90	±90	+40 －15	+50 －15							
3 土木工 事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3 土木工 事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
3 土木工 事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3 土木工 事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1． 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		

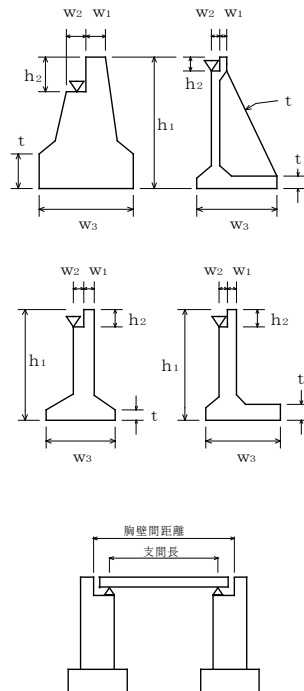
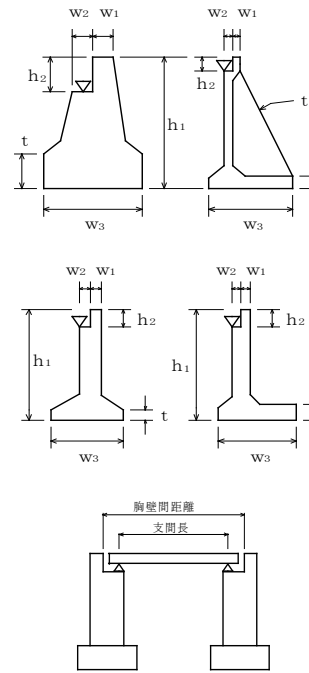
現行（令和２年版）														改定案（令和３年版）																	
単位：mm														単位：mm																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X ₁₀ ） *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X ₁₀ ） *面管理の場合は測定値の平均								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	18	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32	-	-4.5	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32	-	-4.5	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	20	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						平 坦 性	—	—	—	—	—	—								平 坦 性	—	—	—	—	—	—					
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。										目地段差	±2										

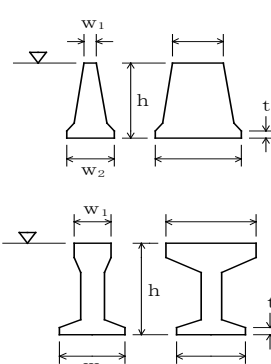
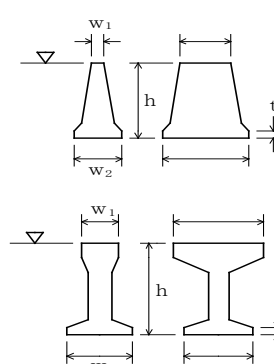
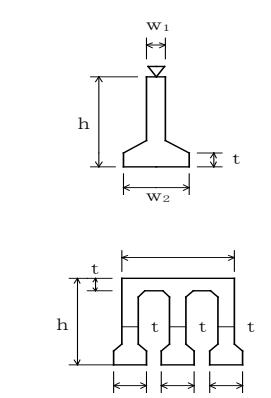
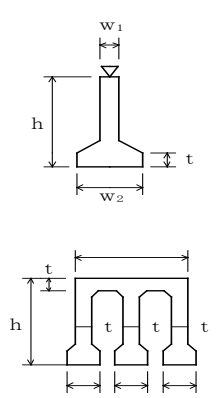
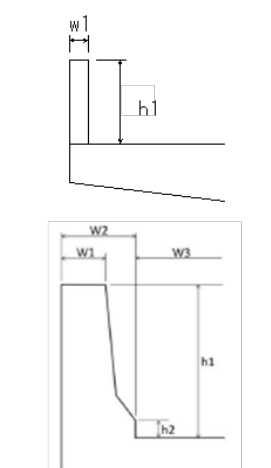
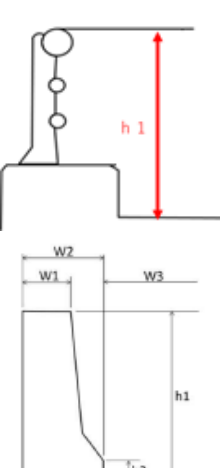
現 行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	7 地盤 改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2	3 土木工事 共通編	2 一般 施工	7 地盤 改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						施工厚さ t	－50															
						幅 w	－100															
						延 長 L	－200															
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	7 地盤 改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4	3 土木工事 共通編	2 一般 施工	7 地盤 改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						法 長 ℓ	－500															
						天 端 幅 w	－300															
						天端延長 L	－500															
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	7 地盤 改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 1,000m3以下、又は施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-9	3 土木工事 共通編	2 一般 施工	7 地盤 改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、又は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 1,000㎡以下、又は施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						施工厚さ t	設計値以上															
						幅 w	設計値以上															
						延 長 L	設計値以上															

現行(令和2年版)										改定案(令和3年版)										改定理由														
単位:mm										単位:mm																								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		摘 要									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。												
							ℓ≥5m	法長の－4%										ℓ≥5m	法長の－4%															
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	－100									盛土法長ℓ	ℓ<5m	－100															
							ℓ≥5m	法長の－2%										ℓ≥5m	法長の－2%															
						延 長 L		－200									延 長 L		－200															
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。												
							ℓ≥5m	法長の－4%										ℓ≥5m	法長の－4%															
						厚さt	t<5cm	－10									厚さt	t<5cm	－10															
							t≥5cm	－20										t≥5cm	－20															
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。											ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。																
						延 長 L		－200									延 長 L		－200															

現行(令和2年版)										改定案(令和3年版)										改定理由																			
単位:mm										単位:mm																													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ<3m	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3	3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ<3m	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。															
							ℓ≥3m	－100											ℓ≥3m	－100																			
							厚さ t	t<5cm											－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。					t<5cm	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。												
								t≥5cm											－20							t≥5cm			－20										
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上											ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上																				
							延 長 L	－200											1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						延 長 L	－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。												
						3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1								法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ<10m	－100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				3-2-14-4 曲線部は設計図書による	3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ<10m	－100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
																				ℓ≥10m	－200													ℓ≥10m	－200				
																			幅 w	－30	枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				幅 w								－30	枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					
																			高 さ h	－30	高 さ h				－30														
																			枠中心間隔 a	±100	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				枠中心間隔 a								±100			1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
																			延 長 L	－200					延 長 L								－200						
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工						削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		3-2-14-6	3 土木工事 共通編	2 一般施工		14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数									3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する	法面工の鉄筋挿入工の出来形管理項目がないため。				
											配置誤差 d	100											配置誤差 d	100															
											せん孔方向 θ	±2.5度											せん孔方向 θ	±2.5度															
$d = \sqrt{x^2 + y^2}$											$d = \sqrt{x^2 + y^2}$																												

現行(令和2年版)											改定案(令和3年版)											改定理由					
単位:mm											単位:mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事 共通編	2 共通的 工程	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	3 土木工事 共通編	2 共通的 工程	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	誤解を招く可能性があるため控え長さは、補強材の設計長とすると記載。	
						高さh	h<3m	－50											高さh	h<3m	－50						
							h≥3m	－100												h≥3m	－100						
						鉛 直 度 Δ		±0.03hかつ ±300以内											鉛 直 度 Δ		±0.03hかつ ±300以内						
						控 え 長 さ		設計値以上											控 え 長 さ (補強材の設計長)		設計値以上						
						延 長 L		－200											1施工箇所毎	延 長 L		－200					1施工箇所毎
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値		個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「 超音波測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫) 」(案)、「 施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫) 」(案)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	3 土木工事 共通編	2 一般 施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値		個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編 」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
						標高較差		0以下										+400以下	標高較差		0以下				+400以下		
6 河川編	1 築堤 護岸工	7 法覆 護岸工	4		護岸付属物工	幅 w		－30			6-1-7-4	6 河川編	1 築堤 護岸工	7 法覆 護岸工	4		護岸付属物工	幅 w		－30		「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
						高 さ h		－30										高 さ h		－30							
7 河川 海岸編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) 」(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	7 河川 海岸編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						法長ℓ	ℓ<5m	－100											法長ℓ	ℓ<5m	－100						
							ℓ≥5m	ℓ×(－2%)												ℓ≥5m	ℓ×(－2%)						
						厚 さ t		－50											厚 さ t		－50						
						延 長 L		－200											延 長 L		－200						
7 河川 海岸編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) 」(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	7 河川 海岸編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						法長ℓ	ℓ<3m	－50											法長ℓ	ℓ<3m	－50						
							ℓ≥3m	－100												ℓ≥3m	－100						
						厚さt	t<100	－20											厚さt	t<100	－20						
							t≥100	－30												t≥100	－30						
						裏込材厚t'		－50											裏込材厚t'		－50						
						延 長 L		－200											延 長 L		－200						

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		摘 要	
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「 T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。	
						延 長 L	－200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「 T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								延 長 L	－200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合） 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-6-8	10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行） 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		10-3-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						厚 さ t	－20										厚 さ t	－20				
						天 端 幅 w ₁ （橋軸方向）	－10										天 端 幅 w ₁ （橋軸方向）	－10				
						天 端 幅 w ₂ （橋軸方向）	－10										天 端 幅 w ₂ （橋軸方向）	－10				
						敷 幅 w ₃ （橋軸方向）	－50										敷 幅 w ₃ （橋軸方向）	－50				
						高 さ h ₁	－50										高 さ h ₁	－50				
						胸壁の高さ h ₂	－30										胸壁の高さ h ₂	－30				
						天 端 長 ℓ ₁	－50										天 端 長 ℓ ₁	－50				
						敷 長 ℓ ₂	－50										敷 長 ℓ ₂	－50				
						胸壁間距離 ℓ	±30										胸壁間距離 ℓ	±30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50										支 間 長 及 び 中心線の変位	±50				
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～－20									計画高	+10～－20				
							平面位置	±20									平面位置	±20				
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下									アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下				

現行（令和２年版）										改定案（令和３年版）										改定理由																				
単位：mm										単位：mm																														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9	10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		10-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																		
						厚 さ t	－20										厚 さ t	－20																						
						天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	－20										天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	－20																						
						敷 幅 w ₂ (橋軸方向)	－50										敷 幅 w ₂ (橋軸方向)	－50																						
						高 さ h	－50										高 さ h	－50																						
						天 端 長 ℓ ₁	－50										天 端 長 ℓ ₁	－50																						
						敷 長 ℓ ₂	－50										敷 長 ℓ ₂	－50																						
						橋脚中心間距離 ℓ	±30										橋脚中心間距離 ℓ	±30																						
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50										支 間 長 及 び 中心線の変位	±50																						
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高										+10～－20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値					計画高	+10～－20																
							平面位置										±20						平面位置	±20																
							アンカーボルト孔の鉛直度										1／50以下						アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下																
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		10-3-7-9	10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		10-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																		
						厚 さ t	－20										厚 さ t	－20																						
						天 端 幅 w ₁	－20										天 端 幅 w ₁	－20																						
						敷 幅 w ₂	－20										敷 幅 w ₂	－20																						
						高 さ h	－50										高 さ h	－50																						
						長 さ ℓ	－20										長 さ ℓ	－20																						
						橋脚中心間距離 ℓ	±30										橋脚中心間距離 ℓ	±30																						
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50										支 間 長 及 び 中心線の変位	±50																						
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高										+10～－20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値					計画高	+10～－20																
							平面位置										±20						平面位置	±20																
							アンカーボルト孔の鉛直度										1／50以下						アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下																
						10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部										8 橋 梁 付 属 物 工	6 7						橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w ₁	－5～＋10	1 径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7	10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w ₁	－5～＋10	1 径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7	ブロックアウト型高欄に測定箇所を見直し
地 覆 の 幅 w ₂	－10～＋20	地 覆 の 幅 w ₂	－10～＋20																																					
高 さ h ₁	－20～＋30	高 さ h ₁	－20～＋30																																					
高 さ h ₂	－10～＋20	高 さ h ₂	－10～＋20																																					
有 効 幅 員 w ₃	0～＋30	有 効 幅 員 w ₃	0～＋30																																					

品質管理基準及び規格値

現行(令和2年版)										改定案(令和3年版)										改定理由		
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)		
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	トその他クリートを使用する場合を除くレディミクス	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	トその他クリートを使用する場合を除くレディミクス	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○				諸基準値の改定にともなう
11 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263、250～251	11 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263、250～251			試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
11 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263、250～251	11 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263、250～251			試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
11 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が102t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263、250～251	11 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が102t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263、250～251			試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
14 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P220	14 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。		道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P220			誤植
17 アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返せ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96	17 アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JISCE-F 621-2018	16～18秒 Fフロー値 (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返せ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96			試験基準の記載にともなう
18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバウト構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250 道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P218～222 道路土工一擁壁工指針 平成24年7月 P280	18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) または、設計図書による。	500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバウト構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250 道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P218～222 道路土工一擁壁工指針 平成24年7月 P280			試験基準の記載にともなう

品質管理基準及び規格値

現行(令和2年版)										改定案(令和3年版)										改定理由	
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)	
18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250	18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250		試験基準の記載にともなう		
24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 実砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工―盛土工指針 平成22年4月 P218～222	24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 実砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工―盛土工指針 平成22年4月 P218～222		試験基準の記載にともなう		
24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	24 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月		試験基準の記載にともなう		
										38.鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。			○			新規追加
										38.鉄筋挿入工	材料	必須	足着材のフロー値試験	JSCF-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および足着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	足着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合				新規追加
										38.鉄筋挿入工	材料	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。						新規追加
										38.鉄筋挿入工	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(5本/回)	足着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合				新規追加
										38.鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。					新規追加
										38.鉄筋挿入工	施工	その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。 ・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。						新規追加